

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区梅ヶ畑川東地内			
路線名又は河川名等				
工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事			
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで			
事業課(所)名	道路建設課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	240
掘削（軟岩）	m3	330	重力式擁壁	m3	23
アンカー補強土壁工	m2	117	ジオテキスタイル補強土壁工	m2	26
キャッピング、ビーム工	m3	49	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、一般国道162号において、幅員狭小、線形不良を解消し、災害時の道路ネットワークや安全で円滑な道路交通を確保するため、バイパス整備による道路改良を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
以下、内訳(A)								
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	2,000	処分費	管理費区分T
擁壁工	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工 1号補強土壁工	補強土壁壁面材組立・設置 材料費込み	工法区分：アンカー補強土壁		m2	37,100	材工共	壁面材、目地材、透水防砂材、端部用L型鋼、土のう等の材料費含む
擁壁工	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工 1号補強土壁工	補強材取付 材料費込み	工法区分：アンカー補強土壁		m	4,793	材工共	タイバー、プレート、コネクタ等の材料費含む
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	殻種別：コンクリート殻（無筋）		m3	3,290	処分費	管理費区分T
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員 規制期間配置	A1（24時間2交代制）（2交代 8:00～20:00、20:00～8:00）		人日	26,120	施工費	内訳（B）も同様
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員 工事日と休工日の交代要員含む	A2（6:30～19:30）		人日	27,060	施工費	内訳（B）も同様
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員 工事日	B1（8:00～17:00）		人日	14,200	施工費	内訳（B）も同様
仮設工	交通管理工	工事用信号機	赤・青2灯式（19:30～6:30）		台日	430	施工費	内訳（B）も同様
共通仮設費	技術管理費	土質等試験費	土壌調査、環境基準28項目	諸経費込み	式	210,700	調査費	管理費区分9
共通仮設費	技術管理費	地質調査費	平板載荷試験、100KN以内（載荷板にかかる実荷重）、N=1箇所	諸経費込み	式	450,000	調査費	管理費区分9
共通仮設費	技術管理費	地質調査費（補強土壁の盛土材）	三軸圧縮試験（CU試験）、間隙水圧測定含む、N=2試料	諸経費込み	式	640,000	調査費	管理費区分9

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費 込) 等の区分	備考
以下、内訳(B)								
舗装工【夜間施工】	切削オーバーレイ工【夜間施工】	殻処分【夜間施工】	殻種別：アスファルト殻		m3	2,585	処分費	管理費区分T
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周26cm未満		本	4,774	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周26cm以上51cm未満		本	10,470	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周51cm以上76cm未満		本	20,600	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周76cm以上101cm未満		本	31,930	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周101cm以上126cm未満		本	51,160	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周126cm以上151cm未満		本	72,660	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周151cm以上176cm未満		本	107,800	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周176cm以上201cm未満		本	136,100	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木伐採	幹周201cm以上		本	200,600	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周26cm未満		本	9,259	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周26cm以上51cm未満		本	20,570	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周51cm以上76cm未満		本	23,960	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周76cm以上101cm未満		本	48,810	施工費	(小運搬、細断作業含む)

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周101cm以上126cm未満		本	79,330	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周126cm以上151cm未満		本	121,100	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周151cm以上176cm未満		本	141,500	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周176cm以上201cm未満		本	158,500	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	樹木根株撤去	幹周201cm以上		本	219,500	施工費	(小運搬、細断作業含む)
共通仮設費	準備費	木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別：木材(幹)		t	10,280	施工費	
共通仮設費	準備費	木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別：木材(根)		t	10,280	施工費	
共通仮設費	準備費	木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別：木材(枝葉)		t	10,280	施工費	
共通仮設費	準備費	発生木材処分	種別：木材(幹)		t	1,000	処分費	管理費区分T
共通仮設費	準備費	発生木材処分	種別：木材(根)		t	18,000	処分費	管理費区分T
共通仮設費	準備費	発生木材処分	種別：木材(枝葉)		t	12,000	処分費	管理費区分T
共通仮設費	役務費	借地料			式	552,000	借地料	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年12月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年12月	
基 準 適 用 年 月	2025年12月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－2	1.3
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:軟岩,施工方法:ホブソカット,障害:無し,施工数量:1,000m3未満	m3	330				(概)
積込(ルース)	土質:土砂,作業内容:小規模(標準)	m3	330				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 (DID区間無、L=22.3km)	土質:軟岩	m3	330				(概) バックホウ山積0.8m3
残土等処分		m3	330				
土質等試験の試料採取		箇所	5				(概)
土質等試験の試料持込	持込距離L=14.3km	試料	1				(概)
法面工		式	1				
法面吹付工		式	1				
コンクリート吹付 鉄筋挿入工箇所	セメント種類:高炉セメント,吹付厚:厚10cm	m2	37				(概) 1工事施工規模:100m2未満

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鉄筋挿入工		式	1				
削孔	軟岩、Φ65、逆巻施工	m	29				(概)
鉄筋挿入	D19、L=2.0m、鋼材組立加工含む	本	16				(概)
グラウト注入	注入材規格：セメントミルク、圧縮強度：24N/mm ²	m ³	0.1				(概)
頭部締付	D19	本	16				(概)
削孔機械据付・撤去		回	2				(概)
足場(鉄筋挿入) (参考数量)		空m ³	40				(概)
キャッピングビーム工		式	1				
コンクリート	打設工法：コンクリートポンプ車打設、コンクリート規格：24-12-25(高炉)、圧送管延長距離区分60m以下、一般養生	m ³	49				(概) 設計日打設量：10 m ³ 以上100m ³ 未満
型枠	型枠の種類：一般型枠	m ²	45				(概) 構造物の種類：鉄 筋・無筋構造物
鉄筋	鉄筋材料規格・径：SD345 D13、規格・仕様区分：一般構造物	t	1.36				(概) 法面作業の補正： 無
目地材	目地材の種類：瀝青質目地材t=20	m ²	3				(概)
埋戻し キャッピングビーム前面 現地流用土使用	土質区分：土砂、土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m ³	20				(概) 小規模

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
擁壁工		式	1				
作業土工		式	1				
埋戻し 1号補強土壁 現地流用土使用	土質区分:土砂,土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	110				(概) 小規模
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1				
重力式擁壁 1号重力式擁壁	擁壁平均高さ:2m以上5m以下,本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	23				(概) 基礎碎石有り、均しコン無し
帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工 1号補強土壁工		式	1				
補強土壁基礎(布状基礎)	差し筋(鉄筋材料規格・径:SD345D、D13、規格・仕様区分:差し筋)、目地材含む	m	33				(概)
補強土壁基礎(間詰)		m3	0.3				(概)
補強土壁壁面材組立・設置 材料費込み	工法区分:アンカー補強土壁	m2	117				
補強材取付 材料費込み	工法区分:アンカー補強土壁	m	605				
まき出し・敷均し、締固め アンカー補強土壁背面 土材料RC-40、L/C=1.33	工法区分:アンカー補強土壁、材料費・施工費含む、排水層・排水溝は含まない	m3	336				(概) ジオテキスタイルの背面 施工含む
まき出し・敷均し、締固め 背面排水層、基盤排水層 土材料C-40、L/C=1.33	工法区分:アンカー補強土壁、排水層の分離材の材料費・施工費含む	m3	112				(概) ジオテキスタイルの背面 施工含む
まき出し・敷均し、締固め 縦断排水溝・基盤排水溝 土材料単粒度砕石5号、L/C=1.33	工法区分:アンカー補強土壁、排水溝(縦断・基盤)の分離材・ドレーン材の材料費・施工費含む	m3	12				(概)

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャスト防護柵基礎工 (均しコンクリート含む)	プレキャストガードレール基礎(底版幅1100mm)材料費・施工費含む、防護柵基礎下碎石RC-40含む	m	33				(概) コンプレート、発砲スチロール含む
笠コンクリート (均しコンクリート含む)	コンクリート規格:18-8-40(高炉)、型枠、目地含む	m	33				(概)
足場(天端用) (参考数量)	キヤットワーク	m	33				(概)
縦排水溝敷設工		m	25				(概)
排水管敷設 排水溝(縦断・基盤)部分	管種別:高密度ポリエチレン管,管径:150mm	m	61				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工 (既設擁壁基礎)		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	12				(概) 低騒音、低振動対策:不要
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (DID区間有、L=39.8km)	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	12				(概) 積込工法区分:機械積込
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	12				
仮設工		式	1				
法面吹付工		式	1				

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設用モルタル吹付 (ラス張工含む) (水抜きパイプ材料費含む)	セメント種類:高炉B(袋物),施工規模:250m2以上500m2未満,法面清掃を必要としない場合の補正:無し	m2	254				(概) 小型渦巻ポンプあり
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 規制期間配置	A1(24時間交代制)(2交代8:00~20:00、20:00~8:00)	人日	1,236				4人日×309日
交通誘導警備員 工事日と休工日の交代要員含む	A2(6:30~19:30)	人日	309				1人日×309日
交通誘導警備員 工事日	B1(8:00~17:00)	人日	772				4人日×193日
工事用信号機	赤・青2灯式(19:30~6:30)	台日	618				60W×2
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の25.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				

設計内訳書 (A)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
技術管理費		式	1				
土質等試験費	土壌調査、環境基準28項目	式	1				内 1号 諸雑費込み
地質調査費	平板載荷試験、100KN以内(載荷板にかかる実荷重)、N=1箇所	式	1				内 2号 諸経費込み
地質調査費(補強土壁の盛土材)	三軸圧縮試験(CU試験)間隙水圧測定含む、N=2試料	式	1				内 3号 諸経費込み
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(率計上)		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書 (B)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
擁壁工		式	1				
ｼﾞｮｹﾞｽﾀｲﾙ補強土壁工(鋼製枠ﾀｲﾌﾟ)		式	1				
ｼﾞｮｹﾞｽﾀｲﾙ壁面材組立・設置	壁面材の種類:鋼製型枠	m2	26				(概)
ｼﾞｮｹﾞｽﾀｲﾙ敷設	ｼﾞｮｹﾞｽﾀｲﾙ規格:ｼﾞｮｸﾞﾘｯﾄﾞ	m2	257				(概) ロス率含む
土のう設置	作業区分:側面並べ、作業内容:仕拵・積立土、 土材料:現地発生土	m2	2				(概)
仮設工		式	1				
工事用道路工		式	1				
敷鉄板	鋼材規格:22×1,524×3,048(mm),作業区分:設置・ 撤去	m2	112				(概) 供用日数300日、 整備費有
仮設舗装 (工事用道路)	RC-40、t=100mm	m2	112				(概)
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 規制期間配置	A1(24時間交代制)(2交代8:00~20:00、20:00 ~8:00)	人日	160				4人日×40日
交通誘導警備員 工事日と休工日の交代要員含む	A2(6:30~19:30)	人日	40				1人日×40日

設計内訳書 (B)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員 工事日	B1(8:00~17:00)	人日	160				4人×40日
工食用信号機	赤・青2灯式(19:30~6:30)	台日	80				60W×2
交通誘導警備員 舗装工実施時配置(夜間)	A3(21:00~6:00)	人日	4				(概)
交通誘導警備員 舗装工実施時配置(夜間)	B2(21:00~6:00)	人日	2				(概)
舗装工 【夜間施工】		式	1				
切削オーバーレイ工 【夜間施工】		式	1				
切削オーバーレイ 【夜間施工】	7cmを超え12cm以下,二層,40mm、60mm,各種,各種, 2.35t/m3,2.35t/m3,タックコート,タックコート	m2	620				(概) 機種:路面切削機 排ガス型(第3次)
舗装版切断 【夜間施工】	舗装版種別:アスファルト舗装版、アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	117				(概)
殻運搬(路面切削) 【夜間施工】 (DID区間有、L=19.2km)	殻種別:アスファルト殻	m3	62				(概)
殻処分 【夜間施工】	殻種別:アスファルト殻	m3	62				
区画線工 【夜間施工】		式	1				
溶融式区画線 (黄色(鉛・クロムフリー)) 【夜間施工】	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実 線15cm,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	m	100				(概)
概略発注工		式	1				

設計内訳書 (B)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の68.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費 機種：路面切削機排ガス型(第3次)	路面切削機(ホイール廢材積込付)2.0m、その他の諸 料金の有無：無、運搬中の賃料(損料)の有無： 有	台	2				片道運搬距離L=14 .3km
仮設材運搬費 敷鉄板 製品長12m以内	積み込み・取卸し(往復分)含む	t	19.3				片道運搬距離L=14 .3km
準備費		式	1				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周26cm未満	本	23				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周26cm以上51cm未満	本	12				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周51cm以上76cm未満	本	3				

設計内訳書 (B)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周76cm以上101cm未満	本	2				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周101cm以上126cm未満	本	1				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周126cm以上151cm未満	本	1				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周151cm以上176cm未満	本	1				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周176cm以上201cm未満	本	15				
樹木伐採 (小運搬、細断作業含む)	幹周201cm以上	本	2				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周26cm未満	本	23				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周26cm以上51cm未満	本	12				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周51cm以上76cm未満	本	3				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周76cm以上101cm未満	本	2				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周101cm以上126cm未満	本	1				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周126cm以上151cm未満	本	1				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周151cm以上176cm未満	本	1				

設計内訳書 (B)

工事名	一般国道162号(川東第2工区)道路改良(その6)工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周176cm以上201cm未満	本	15				
樹木根株撤去 (小運搬、細断作業含む)	幹周201cm以上	本	2				
木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別:木材(幹)	t	39				
木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別:木材(根)	t	11				
木くず積込・運搬(機械積込) (DID区間有、L=21.8km)	種別:木材(枝葉)	t	9				
発生木材処分	種別:木材(幹)	t	39				
発生木材処分	種別:木材(根)	t	11				
発生木材処分	種別:木材(枝葉)	t	9				
役務費		式	1				
借地料		式	1				内 4号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(率計上)		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				

設計内訳書（B）

工事名	一般国道162号（川東第2工区）道路改良（その6）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費	土壌調査、環境基準28項目					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費(一式入力)		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	地質調査費	平板載荷試験、100KN以内（載荷板にかかる実荷重）、N=1箇所					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地質調査費(一式入力)		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	地質調査費（補強土壁の盛土材）	三軸圧縮試験（CU試験）間隙水圧測定含む、 N=2試料					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地質調査費(一式入力)		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	借地料						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
借地料(一式入力)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 一般国道162号（川東第2工区）道路改良（その6）工事

工事場所 京都市右京区梅ヶ畑川東地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（フレックス工期による契約方式の工事）

- 1 本工事は、契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる「フレックス工期による契約方式の工事」である。
- 2 契約日の翌日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。
- 4 フレックス工期による契約方式の工事により増加する経費は受注者の負担とする。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、実施しようとする工事の内容について正確に把握を行うこと。その上で、設計書・図面を照査し、施工計画書を作成の上、施工数量をまとめて事前に監督職員と協議するものとする。
- 2 施工時に現場内小運搬が必要となった場合は、監督職員と協議することができる。
- 3 施工時に施工方法の変更が必要となった場合は、監督職員と協議することができる。
- 4 本工事は工事用道路に沿う形で仮設法面が配置され法面が多段であることから、工事期間中は法面監視・点検を行うこと。異常が発生した場合は、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 地域住民及び通行車両の運転手等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 近隣の地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者独自で判断してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は監督職員と常時連絡が取れる体制を取ること。

第2条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は設計書（A）（B）ともに昼間とし、標準的な作業時間は8時～17時とする。規制期間中は、原則、24時間の片側交互通行規制を実施する。

ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間等に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
舗装工	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	21時00分～6時00分	
		舗装版切断		
		殻運搬(路面切削)		
		殻処分		
	区画線工	溶融式区画線	21時00分～6時00分	

第3条（工程）

一般国道162号川東拡幅第2工区事業において片側交互通行規制を実施しており、当該占用帯と交通規制の管理を遅くとも令和8年5月11日からは引き継げるよう、契約後は速やかに安全管理体制を整えること。

第4条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第5条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。契約期間内である場合は、受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期することにより工事に影響を及ぼすような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間（予定）	工事方法	立会
電柱	関西電力	北山30電柱	済	令和9年3月上旬～ 令和9年3月下旬頃	移設	要
電柱	関西電力	北山30外1電柱	済	令和9年3月上旬～ 令和9年3月下旬頃	移設	要
電線	NTT	北山29電柱～ 北山31電柱	済		同時期施工	不要
電線	オブテージ	北山29電柱～ 北山31電柱	済		同時期施工	不要

第6条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、設計書（A）（B）ともに下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。（配置図参照）

【工事日】

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事区間 (片側交互通行規 制区間の起終点) 交通誘導警備員の 配置図参照	【交通誘導警備員 A1】 昼間 (8:00~20:00) 2人 夜間 (20:00~8:00) 2人 【交通誘導警備員 A2】 昼間 (6:30~19:30) 1人	交通誘導警備員の配置図参照	24時間	有
工事区間 (工事車両出入 口、資材置き場) 交通誘導警備員の 配置図参照	【交通誘導警備員 B1】 昼間 (8:00~17:00) 4人	交通誘導警備員の配置図参照	昼間	無

【休工日】

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事区間 (片側交互通行規 制区間の起終点) 交通誘導警備員の 配置図参照	【交通誘導警備員 A1】 昼間 (8:00~20:00) 2人 夜間 (20:00~8:00) 2人 【交通誘導警備員 A2】 昼間 (6:30~19:30) 1人	交通誘導警備員の配置図参照	24時間	有

【工事日 (舗装工実施日)】

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
舗装工の施工箇所 周辺	【交通誘導警備員 A3】 夜間 (21:00~6:00) 2人 【交通誘導警備員 B2】 夜間 (21:00~6:00) 1人	交通誘導警備員の配置図参照	夜間	無

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。
- 5 交通誘導警備員の積算条件は以下のとおりとする。
 - ア：交通誘導警備員 A 1（24時間2交代制）（2交代 8:00～20:00、20:00～8:00）、交通誘導警備員 A 2（6:30～19:30）、交通誘導警備員 B1（8:00～17:00）については、見積参考資料を参照すること。

※休工日とは工事を実施していない日であり、交通誘導警備員の休日割増の対象となる法定休日の稼働を想定していないため、休日割増は見込んでいない。

片側交互通行規制(規制距離約150m) 工事日 (6:30~8:00、17:00~19:30)



片側交互通行規制(規制距離約150m) 工事日 (8:00~17:00)



片側交互通行規制(規制距離150m) 工事日 (19:30~6:30)



片側交互通行規制(規制距離約150m) 休工日 (6:30~19:30)



片側交互通行規制(規制距離約150m) 休工日 (19:30~6:30)



片側交互通行規制(規制距離約150m) 施工箇所周辺規制(規制距離約100m) 工事日(舗装工実施日) (21:00~6:00)



3 監督職員の確認に関する事項

第1条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は1回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
タイバー（補強材）、コンクリート製壁面材等	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工 ※1
ジオグリッド（補強材）、鋼製壁面材等	ジオテキスタイル補強土壁工（鋼製枠タイプ）※2
ネジ節異形棒鋼（ロックボルト、D19、SD345）、ナット、ワッシャー他	鉄筋挿入
アスファルト合材 （再生密粒度アスファルト混合物(13)・再生粗粒度アスファルト混合物(20)	外観検査（混合物）：目視

※1「多数式アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（第4版）平成26年8月：一般財団法人土木研究センター」を参考に施工管理を行う

※2「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル（第二回改訂版）平成25年12月：ジオテキスタイル補強土工法普及員会 一般財団法人土木研究センター」を参考に施工管理を行う

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
 (「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
鉄筋挿入工	グラウト注入	セメント、混和剤

第3条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工（掘削工）		土（岩）質が変化したとき
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	舗装厚、敷均し・締固め状況、舗設温度等
その他		監督職員の指示するもの

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 (「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	確 認 項 目
場所打擁壁工	型枠設置状況
帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工 ※1、3	a. 補強材の配置状況 b. まき出し・敷均し・締固め工（まき出し厚及び締固め状況確認） c. 出来形（形状、寸法、壁面の鉛直度等）
ジオテキスタイル補強土壁工（鋼製枠タイプ）※2、3	a. 補強材の配置状況 b. まき出し・敷均し・締固め工（まき出し厚及び締固め状況確認） c. 出来形（形状、寸法、壁面の鉛直度等）
キャッピングビーム工	a. 鉄筋組立完了時 b. 埋戻し前
鉄筋挿入工	a. 削孔深さ、配置誤差、削孔角度 b. サイクル確認(削孔角度、削孔長、グラウト品質試験、グラウト注入状況) c. 引抜試験 d. 出来形
その他	監督員の指示するもの

- ※1：本工事における帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工の施工管理基準については「多数式アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（第4版）平成26年8月：一般財団法人 土木研究センター」を参考にするとともに、段階確認の確認時期及び頻度については、監督職員との協議により決定すること。
- ※2：本工事におけるジオテキスタイル補強土壁工（鋼製枠タイプ）の施工管理基準については「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル（第二回改訂版）平成25年12月：ジオテキスタイル補強土工法普及員会 一般財団法人土木研究センター」を参考にするとともに、段階確認の確認時期及び頻度については、監督職員との協議により決定する。
- ※3：帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工のまき出し・敷均し、締固めは、ジオテキスタイル補強土壁工（鋼製枠タイプ）の部分を含み重複している。

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、次の試験項目については、第三者機関かつ各規定に基づく試験のできる業者（又は、これと同等以上の設備を有する公的機関）で試験を実施するものとし、試験の結果は、試験完了報告書等と共に速やかに監督職員に提出するものとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備考
技術管理費	地質調査費	平板載荷試験	地耐力を床付面で確認 ・規格値：1150kN/m ² （分割1範囲） ・試験時期：補強土壁工施工前 ・頻度：設置計画箇所1箇所	
		土の三軸圧縮試験	・規格値 盛土定数同等以上 ・試験時期：補強土壁工施工前 ・頻度：盛土材変更となるごとに確認	
		土の締固め試験	・突固めによる土の締固め試験方法（JIS-A-1210）による最大乾燥密度に対して突固め方法がA法またはB法の場合は95%以上にC,DまたはE法の場合は90%以上に締固めることを標準とする ・試験時期：補強土壁施工中 ・締固め土量500m ³ あたり1箇所	

※「多数式アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（第4版）平成26年8月：一般財団法人土木研究センター」参考

盛土定数

	単位体積重量 γ (kN/m ³)	水中単位体積重量 γ' (kN/m ³)	内部摩擦角 Φ (度)	粘着力 C (kN/m ²)
多数アンカー盛土	20.0	10.0	35.0	0.0

※各盛土材（RC-40、C-40）については上表の定数を想定している。試験の結果、定数と異なる場合は監督職員と協議すること。

第6条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設発生土の利用）

本工事に使用する埋戻材については、（総合評価）一般国道162号（川東第2工区）道路改良（その5）工事で発生した建設発生土を現場に残置しているため、本工事で使用するものとする。

第2条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 39.8 km
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 21.8 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
建設発生木材 （根）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 21.8 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45	設計運搬距離 L = 21.8 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
アスファルト塊 （切削）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 19.2 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 有限会社京北みどり園 京都市右京区京北西町迫ヶ谷13-1	設計運搬距離 L = 22.3 km

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第10条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口（都市環境政策局環境保全創造課）に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

第3条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(舗装工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

・再資源化等が完了した年月日

- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

- 1 受注者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 2 出来形数量は、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき関係書類を提出しなければならない。また、設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形数量にかかる資料を工期の1.5カ月前までに監督職員に提出すること。工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督員に報告し、提出期限及び資料内容は監督員の指示に従うこと。
- 3 本工事の完成図（出来形図）については、正確かつ詳細に作成すること。
- 4 完成図は、出来形測量に基づく設計値を表示するものとする。ただし、実測寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば設計寸法を記入し、範囲外の場合は実測寸法を記入するものとする。
また、図面についてはCADによる製図とし、その他のデータと併せて電子媒体及び紙媒体により提出するものとする。なお、提出に際しては必ずウイルスチェックを行うこと。
- 5 本工事における検査書類については工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)
- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第4条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5条(発注者指定型における遠隔臨場の実施)

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第6条(工事測量の実施)

1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工専用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民民境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては

十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。

- 2 構造物完成後、点検測量を行い、その成果を監督職員に提出し、検査を受けること。
- 3 工事期間中は測量士または同等以上の技術を有する者を配置し、中心杭、用地境界杭、丁張及び地下埋中心杭等の保守点検に努めなければならない。中心杭及び用地境界杭等の測量費は共通仮設費(率分計上)に含まれている。

なお、測量作業で民地内に入る場合及び民地内に控杭等を設置する場合は、土地所有者及び耕作者に前もって承諾を得ること。

第7条（工事用地等の使用）

本工事の施工に伴う工事用地については民有地の借地が必要なため、下表のとおり借地面積及び借地期間を計上している。

なお、地権者との借地交渉は受注者が行わなければならない。また、交渉にあたっては誠意ある態度で臨むこと。

借地面積 (m ²)	借地期間 (月)	備考
380	1 2 箇月	地権者 A
260	1 2 箇月	地権者 B
370	1 2 箇月	地権者 B
230	1 2 箇月	地権者 B

その他の隣接する民有地等を使用する場合は、監督職員の承諾を得て、受注者の責任においてこれを行うこと。この場合、地権者との借地交渉は受注者が行わなければならない。また、交渉にあたっては誠意ある態度で臨むこと。

第8条（鉄筋挿入工の施工）

注入材の配合は以下を標準とする。

なお、実施にあたっては配合設計を行い、監督員の承諾を得るものとする。

(m³ 当り)

	セメント	水 (W/C)	混和剤(シーカセム FLC400 同等品以上)	圧縮強度
重量配合比	1	0.5~0.55	0.01	24N/mm ²
1m ³ 当たり (配合)	1,230kg	615kg~677kg	12.3L	

セメントは、JIS R 5210 普通ポルトランドセメントとする。

位置図

